

## 月額報酬の日割りの取扱いについて

## 1 総合事業サービスの場合

## (1) 日割りに関する通知等

	通知等	要旨
①	H30.12.18 豊田市介護保険課「平成 31 年 1 月以降のサービス利用における総合事業の日割り算定の取扱いについて（通知）」	月途中からの利用などについて規定
②	R2.3.6 厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 4 報）」問 4	コロナ発生に伴い事業所が月途中で休業し、サービスが中断された場合、休業期間分は日割り
③	R4.2.18 豊田市介護保険課「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）」等について	新型コロナウイルス感染症に伴い保健所の要請で自宅待機になった場合、自宅待機期間は 日割り（利用者の同意の下で振替してサービス提供することで日割りなしも可）

## (2) 通知等が出ていない事例について

計画通りにサービス提供できない原因により判断する

- ・利用者からの申出によりサービスが臨時で中止になる場合は日割り不要
- ・事業者からの申出によりサービスが臨時で中止になる場合は日割りを行う

## (想定事例)

## ・利用者が計画通りにサービス利用できない場合の事例

	事例	日割り
①	利用者が自分の意思で休む（コロナ禍などでの自己判断による利用控えを含む）。	なし
②	利用者が体調不良で休む（入院含む）。	なし
③	利用者がコロナのため保健所から自宅待機を要請され、計画に位置付けされた回数サービス利用できなかった。	あり
④	利用者がコロナのため保健所から自宅待機を要請されたが、自宅待機期間中には計画上サービスが予定されておらず、同月内で計画通りサービス利用した。	なし
⑤	コロナのため保健所から要請された自宅待機期間終了後、待機期間中に利用できなかったサービスを振り替えることに利用者と事業者が同意し、同月内で計画通りの回数サービス利用をした。	なし

・事業者が計画通りにサービス提供できない場合の事例

	事例	日割り
①	休業したが、休業期間中に、計画上サービス提供することになっていた利用者はいなかった。	なし
②	休業した期間に利用予定者があり、計画に位置付けた回数サービスを提供できなかった。	あり
③	休業した期間に利用予定者があり、利用者の同意を得て振替して同月内で計画に位置付けた回数サービス提供した。	なし
④	荒天で利用者を送迎出来ないなどでサービス提供できなかった。	あり
⑤	荒天で利用者を送迎出来ないなどでサービス提供できなかった場合、利用者の同意の下、同月内で計画に位置付けた回数サービス提供した。	なし
⑥	コロナによる自宅待機期間の利用者に電話で安否確認した。	あり
⑦	デイ利用者を自宅に迎えに行ったところ、利用者が発熱しており、本人はデイ利用の意思があったが、介護保険最新情報 Vol.881 に従って利用を断った。	なし

(3) 日割り計算方法等について

ア 利用者が自宅待機する場合

(ア) 日割り算定

月の日数から利用者の自宅待機期間の日数を除いて算定（自宅待機期間中にもともと事業所の定期休業日がある場合、月の日数から定期休業日を除かずに日割り算定可とする。）

$$\{月の日数 - (自宅待機期間の日数 - 自宅待機期間中の定期休業日)\} \times \text{日割単位数}$$

(イ) 電話による安否確認の算定

利用者の自宅待機期間中に、もともと計画上サービス提供を位置付けていた回数を上限に算定。

イ 事業所が休業する場合

(ア) 日割り算定

R 元.10.15 厚労省「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」の「P.4(3)介護予防通所リハビリテーション」に基づいて日割りを行う。

- ・日割りの対象者：休業により、計画に位置付けた回数サービス提供できなかった利用者
- ・日割り計算方法：月の日数から事業所の休業期間の日数を除く（休業期間中にもともと事業所の定期休業日がある場合、月の日数から定期休業日を除かずに日割り算定可とする）

$$\{月の日数 - (休業期間の日数 - 休業期間中の定期休業日)\} \times \text{日割単位数}$$

(イ) サービスの振替利用について

サービスの振替利用は、利用者の同意があるほか、利用者の心身の状態に留意し、同月内で無理なく振替できる場合に限る。利用者・家族、地域包括支援センター（居宅介護支援事業所）、デイサービス事業者間で協議の上実施すること。

## 2 介護保険サービスの場合

### (1) 日割りに関する通知等

#### ア 各サービス共通

月額包括報酬の日割り請求に係る適用 (R3.3.31 厚労省「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について (確定版)」 I 資料 9 (緑本 P.1366~))

#### イ サービス種別ごとの取扱いについて

##### (ア) 介護予防通所リハビリテーション

###### a.通知等について

	通知等	要旨
①	R 元.10.15 厚労省「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(R2.2.17 厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」でコロナ対応においても参考とするよう事務連絡あり)	事業所が、台風 19 号の被災により休業する場合、計画通りの回数サービス提供できなかった場合、休業期間を日割りとする。
②	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 3 報) 問 4	事業所が、月途中で休業し、サービス提供が中断された場合は日割りとする。

###### b.日割り計算について

事業所の休業等によりサービス提供できない場合、R 元.10.15「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」の「P.4(3)介護予防通所リハビリテーション」に基づき日割りを行う (定期休業日も月の日数から除いて日割りとされている)。